

## 意見募集を実施した際の告示案からの変更点

【案文】水素等供給事業者の低炭素水素等の供給の促進に関する判断の基準となるべき事項（案）に対する意見募集を実施した際からの変更点は以下のとおりです。

	修正箇所	修正内容（下線部のとおり）	備考
1	第四 一 水素等の製造等に伴って排出される二酸化炭素の量の算定方法は、国際標準化機構が定める規格で定める方法により算定するものとする。	水素等の製造等に伴って排出される二酸化炭素の量の算定方法は、国際標準化機構が定める規格で定める方法により算定するものとする。	技術的修正
2	第六 一 水素等供給事業者は、 <u>第二</u> の取組を実施することにより、	水素等供給事業者は、 <u>第三</u> の取組を実施することにより、	技術的修正
3	第六 二 3 <u>第二</u> の一の場合においては、電解効率の高い水電解装置を使用する等、国内の再生可能エネルギー等の有効活用を図ること。	<u>第三</u> の一の場合においては、電解効率の高い水電解装置を使用する等、国内の再生可能エネルギー等の有効活用を図ること。	技術的修正
4	第六 五 水素等供給事業者又は水素等が副次的に発生する事業を行う者は、既設の水素等の製造設備又は水素等が副次的に発生する設備を有効に活用し水素等それ自体の供給の促進を図りつつ、 <u>第二</u> の取組を実施することにより低炭素水素等の供給に努めるものとする。	水素等供給事業者又は水素等が副次的に発生する事業を行う者は、既設の水素等の製造設備又は水素等が副次的に発生する設備を有効に活用し水素等それ自体の供給の促進を図りつつ、 <u>第三</u> の取組を実施することにより低炭素水素等の供給に努めるものとする。	技術的修正